

■ 自己資本比率について

〈国内基準向けバーゼルⅢにおける自己資本比率の算式〉

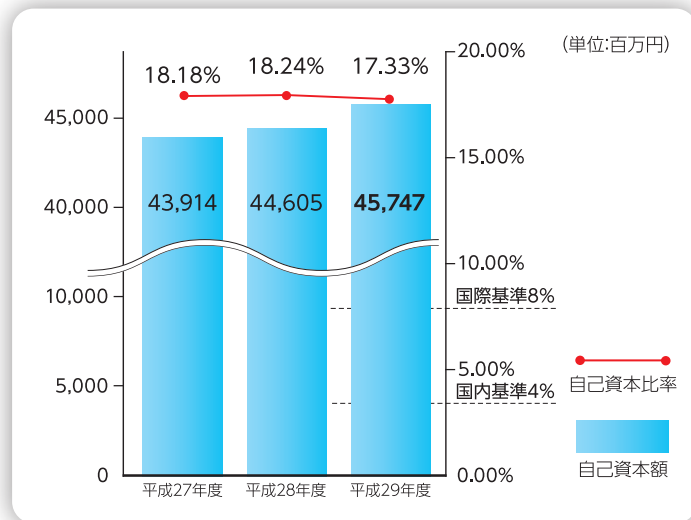
当金庫の平成30年3月期の自己資本比率

$$= \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額} \mathbf{45,747\text{百万円}} - \text{コア資本に係る調整項目の額} \mathbf{152\text{百万円}})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} \mathbf{246,935\text{百万円}} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \div 8\% \mathbf{16,070\text{百万円}}} \times 100 = \mathbf{17.33\%}$$

自己資本比率は、「リスクを有する資産(リスク・アセット等)」に対する「自己資本額」の比率であり、金融機関経営の健全性、安全性を示す重要な指標の一つです。

平成29年度は、低金利が続く環境の下、利回り維持に向け債券売却を抑え利息配当金収入の確保に努める一方、地域金融機関として地元の皆様への融資にさらに注力しました。ライフサイクルに応じた個人向け融資と、事業所向け融資への一層の対応に努めたことなどから、自己資本額は9億89百万円増加したもののリスクアセットも増加し、当金庫の自己資本比率は、前期比0.91ポイント低下の17.33%となりましたが、国内基準である4%を大幅に上回り、経営の健全性・安全性を十分に保っています。

引き続き、経営上の重要課題であるリスク管理に留意しつつ、地元の皆様への融資に取り組み、健全性の確保・拡充に努めてまいります。



■ 金融再生法開示債権の状況

〔金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況〕

(単位:百万円、%)

区分	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)		貸倒引当金(d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
			担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)			
金融再生法上の不良債権	平成28年度	6,669	5,803	3,815	1,988	87.02	69.68
	平成29年度	6,504	5,510	3,710	1,799	84.72	64.43
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成28年度	1,634	1,634	955	678	100.00	100.00
	平成29年度	1,341	1,341	827	514	100.00	100.00
危険債権	平成28年度	4,569	4,043	2,742	1,301	88.49	71.22
	平成29年度	4,583	4,034	2,753	1,281	88.03	70.01
要管理債権	平成28年度	465	126	117	8	27.09	2.40
	平成29年度	578	134	129	4	23.16	0.95
正常債権	平成28年度	269,678					
	平成29年度	281,504					
合計	平成28年度	276,347					
	平成29年度	288,008					

※上記開示債権について、担保・保証等による回収見込額には、決済確実な割引手形等を含めています。

注記)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
- 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

